139	澤田英俊	鶴千代	259	259
140	塚本那知	勝子	259	259
141	野田さゆり	古着売り	519	519
142	三野輪有紀	茶店の娘	519	519
143	吉田裕美子	茶店の娘	519	519
144	岩野英樹	近侍	259	259
145	桑原憲	近侍	259	259
146	牧野友弥	クラ	259	259
147	星野睦子	長屋の女	259	259
148	星深雪	セキ	519	519
149	ペータル・タムラ	ヤン	259	259
150	水木寛子	キミ	519	519
151	中西未奈	勝	259	259
152	杉本康子	尼僧	519	519
		計	118,581	118,581

○文化庁告示第百十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　大河ドラマ「翔ぶが如く」　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番地一号　日本放送協会（会長　籾井勝人）

三　利用方法

①　ヤフー株式会社がストリーミング配信のため利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にするために当該番組を供給する。利用期間は一年間とする。（別表参照）

②　①に加えて必要に応じて一年間を単位として配信期間の延長を行う。（別表参照）

四　補償金の総額　①　三、一一四円

②　三、一一四円

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：

⑴　ヤフー株式会社がストリーミング配信のため利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にするために、当該番組を供給する。利用期間は１年間とする。

⑵　⑴に加えて必要に応じて１年間を単位として配信期間の延長を行う。

No.	実演家名	役名	利用方法⑴の補償金額（税込・単位：円）	利用方法⑵の補償金額（税込・単位：円）
1	松尾銀三	門番	39	39
2	高野光平	徳川慶篤	39	39
3	野上裕芳	書記	39	39
4	阿部秀一	近習	39	39
5	奥田佳子	西郷スマ	39	39
6	河合佑樹	大沢	233	233
7	岩瀬薫	芸者	39	39
8	菊次郎	山中	39	39
9	宮寺陽一郎	田中顕助	39	39
10	近藤絵麻	西郷たか	467	467
11	佐藤てる美	芸者	39	39
12	砂塚秀夫	瓦版売り	117	117
13	三野愛子	忠次の女房	39	39
14	小野寺幸世	女中	311	311
15	小林ひさよ	小雪	117	117
16	松井千佳	芸者	39	39
17	松崎亜子	舞妓	39	39
18	石井浩司	石井浩司	194	194
19	千代田進一	忠次	39	39
20	川名康浩	島津茂久／忠義	389	389
21	前橋吟城	薩摩琵琶の男	117	117
22	大石千暁	女中	39	39
23	長澤佑樹	彦熊	39	39
24	田代哲	浪士	39	39
25	田中章仁	書生	39	39
26	田中佑二	浪士	39	39
27	板倉佳司	徳川慶恕	39	39
28	比嘉尊	三熊	117	117
29	矢沢美紀	すま	311	311
		計	3,114	3,114